

○福岡県田川地区消防組合期限付職員に関する規則

〔平成26年3月26日〕
〔組合規則第1号〕

改正 平成26年5月15日組合規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項に規定する臨時又は非常勤の職員（以下「期限付職員」という。）の任用、服務、勤務条件等身分取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 期限付職員の種類は、臨時職員及び嘱託職員とする。

2 臨時職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第22条第5項の規定により任用される者をいう。

3 嘱託職員とは、法第17条第1項の規定により任命される者をいう。

(任用の基準)

第3条 期限付職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り任用できるものとする。

(1) 災害その他重大な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により福岡県田川地区消防組合（以下「消防組合」という。）職員定数条例（昭和45年条例第3号）に規定する職員（以下「正規職員」という。）を任命するまでの間、その正規職員を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) その職務の内容が専門的な知識と経験を要するものであって、特定の資格を要する職務又は補充が困難な職務である場合

(3) 1年以内に廃止又は終了することが予想される臨時の業務が生じた場合

(4) 正規職員の長期療養等により、業務の執行に支障がある場合

(5) 職務の性質等から期限付き職員の任用が適当である場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者又は消防長（以下「任命権者」という。）が特に必要と認める場合

2 期限付職員の任用は、その職務遂行上必要な資格要件を有すると認められる者のうちから選考により行う。ただし、満65歳を超える者は、任命権者が特に必要があると認める場合を除き任用しない。

(任用の手続)

第4条 新たに期限付職員を任用する必要があると認める課等の長（以下「所属長」という。）は、任用を必要とする期間の20日前までに事業及び予算措置状況を明らか

にする書類、期限付職員の任用を必要とする書類、その他関係書類を添付し、関係課長の合議を経て、期限付職員任用伺（様式第1号）を任命権者に提出しなければならない。

- 2 任用を決定したときは、任命権者は、任用辞令（様式第2号）を交付し、福岡県田川地区消防組合任用契約書（様式第3号）を締結するものとする。

（任用期間）

第5条 第2条第2項に規定する者の任用期間は、6月を超えない期間とし、その期間の満了の日をもって退職するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者が必要があると認めるときは、その任用を6月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。
- 3 第2条第3項に規定する者の任用期間は、1年を超えない期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、その職務の内容が専門的な知識と経験を要し、補充が困難な職務であつて、当該職員の退職により業務遂行上支障が生じるおそれがあると任命権者が認めたときは、当該職員の勤務実績等を考慮して任用期間を延長することができる。
- 5 前項の任用期間の延長は、3年を超えない期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める者の任用期間は、最初の期限付職員の任用の日から通算して5年を超えることはできない。
- 7 所属長は、第2項、第4項、第5項及び第6項の規定により、任用期間を延長する必要があると認めた場合は、任用期間を延長しようとする期間の14日前までに期限付職員任用延長伺（様式第4号）を任命権者に提出しなければならない。

（退職及び免職）

第6条 期限付職員が、任用期間満了前に退職しようとするときは、退職しようとする日の20日前までに退職届を所属長を通じて、任命権者に提出しなければならない。

- 2 期限付職員が、次の各号の一に該当する場合は、法律に定めるもののほかその意に反して免職することができる。
 - （1） 法第28条第1項及び第4項の規定に該当する場合
 - （2） 法第29条第1項の規定に該当する場合
 - （3） 任用期間中に予定の業務が完了又は継続不能となった場合
- 3 前項の理由により免職する必要があるときは、所属長はあらかじめ、その者の氏名、免職期日及び理由を付した書面をもって、任命権者に申し出なければならない。
- 4 前項の申出を承認した場合、任命権者は、その免職理由を付した書面をもって所属長を通じ、当該期限付職員に通知しなければならない。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇予告手当を支給すべきものであるときは、これを支給しなければならない。

（服務）

第7条 期限付職員の服務は、別に定める規定によるもののほか、正規職員の例による。

(勤務時間及び日数)

第8条 期限付職員の勤務時間は、正規職員の例による。

- 2 前項の勤務時間により難いと認められる職にあつては、任命権者が別に定める。
- 3 期限付職員の勤務日数は、嘱託職員にあつては1月あたり18日以内とし、年間215日を超えない日数とし、臨時職員にあつては、1月あたり22日を超えない日数とする。ただし、臨時職員で任命権者が特に必要と認めたときは、1月あたり22日を超えて勤務させることができる。

(休暇)

第9条 任用期間が6月を超える期限付職員については、労働基準法第39条の規定を準用し、会計年度により年次有給休暇を与えるものとする。

- 2 任用期間が6月以下の期限付職員については、その引き続いた任用期間2月につき1日の割合で年次有給休暇を与えるものとする。
- 3 前2項の場合、前6月間継続して全勤務日数の8割以上勤務しないときは、年次有給休暇を与えないものとする。
- 4 特別有給休暇は、別表(1)のとおりとする。
- 5 年次有給休暇及び特別有給休暇の承認の手続きは、正規職員の例による。

(公務災害補償等)

第10条 期限付職員の公務上の災害又は通勤途上における災害に対する補償は、福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和46年条例第1号)の規定を準用する。ただし、第17条第1項第4号に該当することとなる場合は、適用しない。

(賃金)

第11条 期限付職員には、次の各号に掲げる賃金を支給する。

- (1) 基本賃金
 - (2) 時間外勤務割増賃金
 - (3) 休日勤務割増賃金
 - (4) 夜間勤務割増賃金
 - (5) 通勤賃金
 - (6) 期末特別賃金
- 2 前項第2号から第4号に規定する割増賃金の支給対象となる勤務時間、第5号に規定する額については、正規職員の例による。
 - 3 第1項第6号に規定する期末特別賃金の額は、6月1日及び12月1日に在職する期限付職員に対し、それぞれ1月分の月額基本賃金額に福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第24条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額を支給する。ただし、日額職員にあつては、前6月の勤務日数の合計を6

で除して得た日数（日数に1日未満の端数がある場合は1日とする。）に日額を乗じた額を月額とする。

（基本賃金）

第12条 基本賃金は、職務に応じて定められた勤務時間における労働の対価として支給するもので、臨時職員にあつては日額、嘱託職員にあつては月額とする。

2 前項に規定する基本賃金の額は、別表（2）のとおりとする。ただし、職種及び勤務の特殊性を勘案し、専門的な知識、経験を特に必要とする職務の場合は、その者の勤務日数及び勤務時間を勘案して任命権者が別に定めることができる。

（勤務1日及び1時間当たりの賃金）

第13条 勤務1日当たりの賃金は、基本賃金を日額で定めている者にあつてはその額、月額で定めている者にあつては、その額を勤務を要する日で除して得た額、勤務1時間当たりの額は、日額を7.75で除して得た額とする。この場合、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

（賃金の減額）

第14条 期限付職員が第9条の規定によるもののほか、勤務しないときは、その勤務しない1時間（基本賃金の計算ごとの総時間に1時間未満の端数を生じた場合、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。）につき、前条に規定する勤務1時間当たりの基本賃金を減額する。

（賃金の支給方法）

第15条 賃金の支給日及び計算方法は、正規職員の例による。ただし、基本賃金を日額で定めている者にあつては、前月の15日から当月の14日までの分を正規職員の例により支給する。

（出張旅費）

第16条 期限付職員が出張した場合は、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、福岡県田川地区消防組合職員旅費に関する支給条例（昭和56年条例第3号）別表第1の例による。

（社会保険等の適用）

第17条 期限付職員には、法律に定めるもののほか、次に掲げる社会保険等を適用することができる。

- （1） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- （2） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （3） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- （4） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

- 2 前項第1号から第3号までの規定の適用については、任用された期限付職員からの申し出によるものとし、同項第4号の規定の適用については、労働者災害補償保険法第3条の規定による適用事業に従事する期限付職員に適用する。

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(規則等の廃止)

- 2 福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則（平成6年組合規則第11号）、人事・給与事務嘱託職員設置要綱は、廃止する。

附 則（平成26年組合規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条第1項関係）

期 限 付 職 員 任 用 伺

係 員	主任	係長	課長補佐	主幹	課長	次長	消防長	副管理者	管理者	
任用予定期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
任用理由	期限付職員に関する規則第3条第1項第 号該当									
職務内容										
資格免許										
予 算	款	項	目	節	予算現額				円	
					所要額				円	
					予算残額				円	

任用決定（担当課記入）

任用者氏名									
生年月日	年 月 日生（満 歳）								
任用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
当初任用日	平成 年 月 日 通算 年 月								
前任用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
決定賃金額	日額・月額 円 通勤賃金 円								
任用決定	係	係長級	課長級	次長	消防長	副管理者	管理者		

様式第2号（第4条第2項関係）

任 用 辞 令

氏 名	
福岡県田川地区消防組合期限付職員に関する規則の規定に基づき臨時職員に任用（嘱託職員に任命）する。	
任 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
職 務 の 内 容	
基 本 賃 金 額	日 額（月 額） 円
配 置 先	
勤 務 時 間 そ の 他 の 勤 務 条 件	福岡県田川地区消防組合期限付職員任用契約書による
<p>付記事項</p> <p>1 福岡県田川地区消防組合期限付職員に関する規則（平成26年規則第1号）第5条の規定により、任用期間を延長しない場合は、任用期間の満了の日をもって退職するものとする。</p> <p>2 任用期間満了前に自己の都合により退職しようとするときは、退職しようとする日の20日前までに退職届を提出しなければならない。</p>	
平成 年 月 日	
任 命 権 者 ㊟	

様式第3号（第4条第2項関係）

福岡県田川地区消防組合期限付職員任用契約書

福岡県田川地区消防組合（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、期限付職員の雇用に関し、次のとおり任用契約を締結する。

第1条 任用は、期限付任用とする。

第2条 勤務場所は、
とする。

第3条 勤務内容は、
とする。

第4条 任用の期間は、
年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 期限付職員の服務及び勤務時間は、正規職員の例による。

第6条 勤務日数は、1月あたり 日以内とし、年間215日を超えてはならない。

第7条 乙が第4条の期間に取得することができる年次有給休暇は、 日とする。

第8条 任用期間中の賃金は、次に定める額とする。

- (1) 基本賃金（月額・日額） 円
- (2) 通勤費 円
- (3) 期末特別賃金 6月支給分 円 12月支給分 円
- (4) 前各号のほか、勤務の内容に応じて、時間外勤務割増賃金、休日勤務割増賃金、夜間勤務割増賃金を支給する。

第9条 賃金の支払方法は、正規職員の例による。

第10条 契約の期間中であっても、甲の都合、乙の都合により契約の解除をすることができる。ただし、甲の都合の場合は、30日前にその旨を予告しなければならない。

第11条 甲は、乙が次条に違反したときは、任用期間中であっても、この契約を解除することができる。

第12条 乙は、甲の指示に従い、関係規定その他法令を遵守し、誠実に勤務しなければならない。

第13条 乙は、この契約の履行について、後日、異議等を申し出ないものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県田川地区消防組合管理者

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

Ⓜ

期 限 付 職 員 任 用 延 長 伺

係 員	主任	係長	課長補佐	主幹	課長	次長	消防長	副管理者	管理者	
任用延長予定期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日								
任用理由	期限付職員に関する規則第3条第1項第 号該当									
職務内容										
資格免許										
予 算	款	項	目	節	予算現額				円	
					所要額				円	
					予算残額				円	

任用決定（担当課記入）

任用者氏名										
生年月日	年 月 日生（満 歳）									
任用延長期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日									
当初任用日	平成 年 月 日 通算 年 月									
前任用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日									
決定賃金額	日額・月額 円 通勤賃金 円									
任用決定	係	係長級	課長級	次長	消防長	副管理者	管理者			

別表（１）（第９条第４項関係）

期限付職員の特別有給休暇

事 由	期 間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認める期間
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
風水害、地震、火災その他非常災害による交通の遮断	必要と認める期間
交通機関の事故等の不可抗力の事故	必要と認める期間
下記の親族の死亡（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えることができる）	
配偶者、父母	7日
子、	5日
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者又は配偶者の父母	3日
孫、おじおば、子の配偶者又は配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者	1日

別表（２）（第１２条第２項関係）

期限付職員基本賃金表

日額基本賃金

号	金 額	適 用
1	6,000	この表は、事務補助に従事する臨時職員に適用する。

月額基本賃金

号	金 額	適 用
1	132,000	この表は、嘱託職員に適用し、1号は事務に従事する者、2号から8号までは、その職務の内容に応じ、それぞれ適用する。
2	149,000	
3	171,000	
4	206,000	
5	222,000	
6	235,000	
7	255,000	
8	289,000	